

福井県報

号外第47号
平成25年
5月14日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

告示

- 内水面に係る共同漁業および区画漁業の免許の内容たるべき事項の決定(二七四・水産課)……………1
- 海面に係る共同漁業、区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項の決定(二七五・回)……………1

知 示

福井県告示第274号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、共同漁業および区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および関係地区または地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

共同漁業

- 免許予定日
平成25年9月1日
- 存続期間
平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
- 申請期間
平成25年6月3日から同年7月19日まで
- 免許の内容たるべき事項および関係地区
公示番号 内共第1号
(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで

〃	こ い	〃
〃	ふ な	〃
〃	い わ な	〃
〃	あ ま ご	〃
〃	や ま め	〃
〃	も く ず が に	〃

イ 漁場の位置

福井市(旧越廼村、旧清水町および旧美山町を除く)、大野市(旧和泉村を除く)、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市

ウ 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号とを結ぶ線および基点第3号と基点第4号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流および支流の区域。

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の竹田川の区域、基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川の区域、永平寺川ダム本体下流側の取付護岸下流端から上流450メートルまでの間の永平寺川本流および支流の区域および(ウ)と(エ)とを結ぶ線、(オ)と(カ)とを結ぶ線、(キ)と(ク)とを結ぶ線および(ケ)と(コ)とを結ぶ線との間の真名川本流および支流の区域を除く。

基点第1号 坂井市三国町宿三国旧防波堤突端

基点第2号 坂井市三国町新保防波堤突端

基点第3号 大野市下打波52字3-10と大野市下山72字1-19との境界(九頭竜川右岸)から真方位325度の線と対岸との交点(通称馬谷)

基点第4号 基点第3号から真方位86度の線(天然巨大岩石頂点を見通した点)と対岸との交点

基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜川左岸と同町日野川左岸との交差点

基点第6号 福井市郡町九頭竜川左岸と同町日野川右岸との交差点

- (ア) 坂井市三国町港橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川左岸との交差点
- (イ) 坂井市三国町港橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川右岸との交差点
- (ウ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川左岸との交差点
- (エ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川右岸との交差点
- (オ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め左岸設置位置
- (カ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め右岸設置位置
- (キ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川左岸
- (ク) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川右岸
- (ケ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川左岸
- (コ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川右岸

(2) 制限または条件

え	び	き
---	---	---

イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町

ウ 漁場の区域
次の基点第30号と(ア)とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた三方湖の区域ならびに三方湖に接続する河川本流および支流の区域。
基点第30号 三方上中郡若狭町成出字東瀬戸畑3番北西角
(ア) 基点第30号から真方位350度40分の線と陸岸との交点

(2) 制限または条件
ア えり漁業は、4統以内とする。
イ 地びき網漁業は、1統に限る。

(3) 関係地区
三方上中郡若狭町鳥浜

区画漁業

1 免許予定日
平成25年9月1日

2 存続期間
平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

3 申請期間
平成25年6月3日から同年7月19日まで

4 免許の内容たるべき事項および地元地区
公示番号 内区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第二種区画漁業
名称 こいおよびふな養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

で

イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町鳥浜地先

ウ 漁場の区域
次の基点第34号、(ア)および(イ)の各点を順次に結んだ線と(イ)の西方の陸岸とによって囲まれた区域。
基点第33号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎7番地に設置した標柱
基点第34号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎2の1番地に設置した標柱
(ア) 基点第34号から真方位8.0度320メートルの点
(イ) 基点第33号から真方位7.8度の線と陸岸との交点

(2) 地元地区
三方上中郡若狭町鳥浜
公示番号 内区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業
名称 こい、ふなおよびうなぎ小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町鳥浜地先

ウ 漁場の区域
次の基点第50号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第51号の各点を順次に結んだ線と基点51号の西方の陸岸とによって囲まれた区域。ただし、B号産卵場の区域を除く。
基点第50号 三方上中郡若狭町鳥

浜鱒川河口右岸突端に設置した標柱
基点第51号 三方上中郡若狭町鳥浜山古川河口右岸突端に設置した標柱
(ア) 基点第50号から真方位347度140メートルの点
(イ) 基点第50号から真方位353度250メートルの点
(ウ) (イ)から真方位45度30メートルの点

(2) 地元地区
三方上中郡若狭町鳥浜
公示番号 内区第12号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期
種類 第一種区画漁業
名称 こいおよびふな小割式養殖業
時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町海山地先

ウ 漁場の区域
次の基点第40号と基点第41号とを結んだ線および基点41号の西方の陸岸とによって囲まれた区域。
基点第40号 三方上中郡若狭町海山第70号明者4番の西角から真方位263度50メートルの点
基点第41号 三方上中郡若狭町海山第47号小向2東角から真方位263度100メートルの点

(2) 地元地区
三方上中郡若狭町海山

福井県告示第275号
漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、共同漁業、区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および関係地区または地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。
平成25年5月14日
福井県知事 西川 一誠

共同漁業

1 免許予定日
平成25年9月1日

2 存続期間
平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

3 申請期間
平成25年6月3日から同年7月19日まで

4 免許の内容たるべき事項および関係地区
公示番号 共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃

〃	はまぐり〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	はばのり〃	〃
〃	いわのり〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	4月1日から 11月30日まで
〃	磯さし網〃	〃

イ 漁場の位置
あわら市地先

ウ 漁場の区域

次の基点第316号、(ア)、(イ)および
基点第4号の各点を順次に結んだ線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた
区域。

基点第4号 あわら市と坂井市三国
町との境界に設置した標
柱

基点第316号 石川県加賀市塩屋
地先大岩頂上と福井
県あわら市浜坂弁天
一番地黒岩との中間

(ア) 基点第316号から真方位31
3度1, 800メートルの点

(イ) 基点第4号から真方位323度
1, 800メートルの点

(2) 関係地区

あわら市浜坂、北潟および波松
公示番号 共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
-----	-----	-----

第一種 共同漁業	あ わ び漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さ ざ え〃	〃
〃	と こ ぶ し〃	〃
〃	ば い 貝〃	〃
〃	か き〃	〃
〃	あ さ り〃	〃
〃	は ま ぐ り〃	〃
〃	う に〃	〃
〃	な ま こ〃	〃
〃	た こ〃	〃
〃	わ か め〃	〃
〃	も ず く〃	〃
〃	ほ ん だ わ ら〃	〃
〃	は ば の り〃	〃
〃	い わ の り〃	〃
〃	え ご の り〃	〃
〃	て ん ぐ さ〃	〃
〃	え む し〃	〃

第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	4月1日から 11月30日まで
〃	磯さし網〃	〃

イ 漁場の位置

坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、
米ヶ脇および宿地先

ウ 漁場の区域

次の基点第4号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、
(オ)および基点第16号の各点を順次に
結んだ線と最大高潮時海岸線とによっ
て囲まれた区域。

基点第4号 あわら市と坂井市との
境界に設置した標柱

基点第5号 坂井市三国町梶地先岩
脇に設置した標柱

基点第10号 坂井市三国町安島地
先雄島北端に設置した
標柱

基点第11号 坂井市三国町安島地
先雄島西端に設置した
標柱

基点第16号 坂井市三国町宿地先
三国旧防波堤突端に設
置した標柱

(ア) 基点第4号から真方位323度
1, 200メートルの点

(イ) 基点第5号から真方位353度
1, 200メートルの点

(ウ) 基点第5号から真方位353度
1, 800メートルの点

(エ) 基点第10号から真方位353
度800メートルの点

(オ) 基点第11号から真方位263
度300メートルの点

(2) 関係地区

坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米
ヶ脇、宿および新保

公示番号 共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第一種 共同漁業	あ わ び漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さ ざ え〃	〃
〃	と こ ぶ し〃	〃
〃	ば い 貝〃	〃
〃	た こ〃	〃
〃	わ か め〃	〃
〃	い わ の り〃	〃
〃	て ん ぐ さ〃	〃

イ 漁場の位置

坂井市三国町米ヶ脇および宿地先

ウ 漁場の区域

次の基点第16号、(ア)および基点第
477号の各点を順次に結んだ線と三
国灯台防波堤とによって囲まれた区域
。

基点第11号 坂井市三国町安島地
先雄島西端に設置した
標柱

基点第16号 坂井市三国町宿地先
三国旧防波堤突端に設
置した標柱

基点第477号 坂井市三国町宿地

先三国新防波堤突端に設置した標柱

(ア) 基点第11号から真方位263度300メートルの点

(2) 関係地区

坂井市三国町浜地、梶、崎、安島、米ヶ脇、宿および新保

公示番号 共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	あさり〃	〃
〃	はまぐり〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	ほんだわら〃	〃
〃	はばのり〃	〃
〃	いわのり〃	〃

〃	てんぐさ〃	〃
〃	つのまた〃	〃
〃	えむし〃	〃

イ 漁場の位置

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、蓑町および松陰町地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第19号 福井市和布町と同市浜住町との境界に設置した標柱

基点第20号 福井市松陰町地先亀島北端に設置した標柱

基点第476号 福井市西畑町大稲場地先に設置した標柱

(ア) 基点第476号から真方位306度930メートルの点

(イ) 基点第19号から真方位322度500メートルの点

(ウ) 基点第20号から真方位293度300メートルの点

(2) 関係地区

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、蓑町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町

公示番号 共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第二種共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、蓑町および松陰町地先

ウ 漁場の区域

次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第19号 福井市和布町と同市浜住町との境界に設置した標柱

基点第20号 福井市松陰町地先亀島北端に設置した標柱

基点第476号 福井市西畑町大稲場地先に設置した標柱

(ア) 基点第476号から真方位306度930メートルの点

(イ) 基点第19号から真方位322度500メートルの点

(ウ) 基点第20号から真方位293度300メートルの点

(2) 関係地区

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、蓑町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町、ならびに坂井市三国町陣ヶ岡、米ヶ脇、宿、神明、山王、三国東および新保

公示番号 共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	あさり〃	〃
〃	はまぐり〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	ほんだわら〃	〃
〃	はばのり〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	つのまた〃	〃

〃	えむし〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網〃	〃

イ 漁場の位置

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、蓑町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第476号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第26号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第19号 福井市和布町と同市浜住町との境界に設置した標柱

基点第20号 福井市松陰町地先亀島北端に設置した標柱

基点第24号 福井市鮎川町地先大崎に設置した標柱

基点第26号 福井市小丹生町と同市大味町との境界に設置した標柱

基点第476号 福井市西畑町大稲場地先に設置した標柱

(ア) 基点第476号から真方位306度930メートルの点

(イ) 基点第19号から真方位322度500メートルの点

(ウ) 基点第20号から真方位293度300メートルの点

(エ) 基点第24号から真方位293度500メートルの点

(オ) 基点第26号から真方位286度43分700メートルの点

(2) 関係地区

福井市西畑町、西ニツ屋町、大窪町、免鳥町、浜住町、和布町、蓑町、松陰町、糸崎町、長橋町、北菅生町、南菅生町、鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町

公示番号 共第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第一種 共同漁業	あ わ び漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さ ざ え〃	〃
〃	と こ ぶ し〃	〃
〃	ば い 貝〃	〃
〃	か き〃	〃
〃	う に〃	〃
〃	な ま こ〃	〃
〃	た こ〃	〃
〃	わ か め〃	〃
〃	も ず く〃	〃
〃	ほんだわら〃	〃

〃	いわのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	えむし〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網〃	〃

イ 漁場の位置

福井市大味町、茶崎町、蒲生町、浜北山町、居倉町、赤坂町、城有町および八ツ俣町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第26号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第35号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第26号 福井市小丹生町と同市大味町との境界に設置した標柱

基点第33号 福井市蒲生町と同市居倉町との境界に設置した標柱

基点第35号 福井市城有町地先赤石に設置した標柱

(ア) 基点第26号から真方位286度43分700メートルの点

(イ) 基点第33号から真方位303度600メートルの点

(ウ) 基点第35号から真方位319度720メートルの点

(2) 関係地区

福井市大味町、茶崎町、蒲生町、浜北山町、居倉町、赤坂町、城有町および八

ツ俣町
公示番号 共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第一種 共同漁業	あ わ び漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さ ざ え〃	〃
〃	と こ ぶ し〃	〃
〃	か き〃	〃
〃	う に〃	〃
〃	な ま こ〃	〃
〃	た こ〃	〃
〃	わ か め〃	〃
〃	も ず く〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	えむし〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網〃	〃

イ 漁場の位置

丹生郡越前町地先
 ウ 漁場の区域
 次の基点第35号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)および基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
 基点第35号 福井市城有町地先赤石に設置した標柱
 基点第36号 丹生郡越前町左右と同町玉川との境界水尻に設置した標柱
 基点第37号 丹生郡越前町玉川地先大長礁に設置した標柱
 基点第38号 丹生郡越前町玉川と同町梅浦との境界に設置した標柱
 基点第39号 丹生郡越前町梅浦と同町宿との境界に設置した標柱
 基点第40号 丹生郡越前町小樟地先赤石に設置した標柱
 基点第43号 丹生郡越前町小樟と同町大樟との境界に設置した標柱
 基点第44号 丹生郡越前町大樟と同町道口との境界に設置した標柱
 基点第45号 丹生郡越前町道口と同町厨との境界に設置した標柱
 基点第48号 丹生郡越前町厨と同町茂原との境界に設置した標柱
 基点第49号 丹生郡越前町茂原と同町高佐との境界に設

置した標柱
 基点第50号 丹生郡越前町高佐と同町米ノとの境界に設置した標柱
 基点第51号 丹生郡越前町米ノ地先大島に設置した標柱
 基点第53号 丹生郡越前町米ノ地先白滝に設置した標柱
 (ア) 基点第35号から真方位319度720メートルの点
 (イ) 基点第36号から真方位278度400メートルの点
 (ウ) 基点第37号から真方位263度300メートルの点
 (エ) 基点第38号から真方位263度400メートルの点
 (オ) 基点第39号から真方位246度400メートルの点
 (カ) 基点第40号から真方位263度550メートルの点
 (キ) 基点第43号から真方位245度400メートルの点
 (ク) 基点第44号から真方位243度500メートルの点
 (ケ) 基点第45号から真方位247度350メートルの点
 (コ) 基点第48号から真方位263度450メートルの点
 (サ) 基点第49号から真方位263度350メートルの点
 (シ) 基点第50号から真方位263度400メートルの点
 (ス) 基点第51号から真方位223度300メートルの点
 (セ) 基点第53号から真方位233度400メートルの点

(2) 関係地区

丹生郡越前町左右、玉川、梅浦、宿、新保、小樟、大樟、道口、厨、茂原、高佐および米ノ

公示番号 共第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	えむし〃	〃
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

〃	磯さし網〃	〃
---	-------	---

イ 漁場の位置

南条郡南越前町糠地先

ウ 漁場の区域

次の基点第53号、(ア)、(イ)および基点第55号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第53号 丹生郡越前町米ノ地先白滝に設置した標柱

基点第55号 南条郡南越前町糠と同町甲楽城との境界に設置した標柱

(ア) 基点第53号から真方位233度400メートルの点

(イ) 基点第55号から真方位237度300メートルの点

(2) 関係地区

南条郡南越前町糠

公示番号 共第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	うに〃	〃

〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	えむし〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網〃	〃

イ 漁場の位置

南条郡南越前町甲楽城地先

ウ 漁場の区域

次の基点第55号、(ア)、(イ)および基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第55号 南条郡南越前町糠と同町甲楽城との境界に設置した標柱

基点第57号 南条郡南越前町甲楽城と同町今泉との境界に設置した標柱

(ア) 基点第55号から真方位237度300メートルの点

(イ) 基点第57号から真方位233

度400メートルの点

(2) 関係地区

南条郡南越前町甲楽城

公示番号 共第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	えむし〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで

〃	磯さし網〃	〃
---	-------	---

イ 漁場の位置

南条郡南越前町今泉、河野、大良および大谷地先

ウ 漁場の区域

次の基点第57号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第57号 南条郡南越前町甲楽城と同町今泉との境界に設置した標柱

基点第61号 南条郡南越前町河野地先御前岩に設置した標柱

基点第62号 南条郡南越前町大谷地先川口岩に設置した標柱

基点第63号 南条郡南越前町と敦賀市との境界に設置した標柱

(ア) 基点第57号から真方位233度400メートルの点

(イ) 基点第61号から真方位243度300メートルの点

(ウ) 基点第62号から真方位293度400メートルの点

(エ) 基点第63号から真方位268度500メートルの点

(2) 関係地区

南条郡南越前町今泉、河野、大良および大谷

公示番号 共第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	はまぐり〃	〃
〃	にしがい〃	〃
〃	がんがら〃	〃
〃	くぼがい〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃

〃	うみぞうめん 〃	〃
〃	えむし 〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置
敦賀市地先
ウ 漁場の区域

次の基点第63号と(ア)とを結ぶ線、基点第541号、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線ならびに両線間の距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第541号、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第78号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第78号と(カ)とを結ぶ線、基点第564号と(カ)とを結ぶ線および両線間の距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第564号、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)および基点第94号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし、基点第541号、(イ)、(ウ)、(コ)、(チ)、(シ)、(ス)、(セ)、(ソ)および基点第542号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第313号、(タ)、(チ)および基点第314号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第301号と基点第304号とを結ぶ線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域、基点第508号、(ツ)、(テ)および基点第509号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第1012号、(ト)、(ナ)および基点第1013号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第511号、(ニ)、(ヌ)および基点第512号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点第63号 南条郡南越前町と敦賀市との境界に設置した標柱
基点第78号 敦賀市常宮と同市沓との境界に設置した標柱
基点第88号 敦賀市浦底と同市立石との境界に設置した標柱
基点第90号 敦賀市立石地先出古島に設置した標柱
基点第94号 敦賀市と三方郡美浜町との境界に設置した標柱
基点第301号 敦賀市浦底地先口ケ花に設置した標柱
基点第304号 敦賀市浦底地先下礁に設置した標柱
基点第313号 敦賀市櫛川井の口川河口左岸防砂堤先端中心部に設置した標柱
基点第314号 基点第313号から真方位307度156メートルの点に設置した標柱

基点第508号 敦賀市立石地先三ツ礁に設置した標柱
基点第509号 敦賀市明神町地先ビシャゴ岩に設置した標柱
基点第511号 敦賀市白木地先に設置した標柱
基点第512号 敦賀市白木地先に設置した標柱
基点第541号 敦賀市鞠山鞠山防波堤基部に設置した標柱
基点第542号 敦賀市松島笹の川左岸防潮堤に設置した標柱
基点第564号 敦賀市色浜地先中島に設置した標柱
基点第1008号 敦賀市泉敦賀港敦賀セメント・北陸電力共同岸壁(10メートル)に設置した標柱
基点第1012号 基点第508号から真方位221度39分13秒976.890メートルの点に設置した標柱
基点第1013号 基点第508号から真方位228度10分20秒1997.669メートルの点に設置した標柱
(ア) 基点第63号から真方位268度500メートルの点
(イ) 基点第541号から真方位0度

50メートルの点
(ウ) (イ)から真方位270度500メートルの点
(エ) 基点第542号と敦賀港防波堤突端を結ぶ線の延長上基点第542号から1,200メートルの点
(オ) 基点第78号から真方位138度300メートルの点
(カ) 基点第564号から真方位83度300メートルの点
(キ) 基点第88号から真方位83度300メートルの点
(ク) 基点第90号から真方位353度600メートルの点
(ケ) 基点第94号から真方位315度600メートルの点
(コ) (ウ)と(ニ)を結ぶ線上330メートルの点
(チ) (コ)から真方位90度525メートルの点
(シ) (ウ)と(ネ)を結ぶ線と基点第1008号と(ス)を結んだ線との交点
(ス) 基点第542号から真方位351度0分32秒1,285.507メートルの点
(セ) 基点第542号から真方位351度29分47秒883.448メートルの点
(ソ) 基点第542号から真方位354度44分17秒519.320メートルの点
(タ) 基点第313号から真方位123度8メートルの点
(チ) 基点第313号から真方位43度32メートルの点
(ツ) 基点第508号から真方位

316度19分10秒290.5メートルの点

(テ) 基点第509号から真方位316度19分10秒386メートルの点

(ト) 基点第508号から真方位243度26分28秒971.804メートルの点

(ナ) 基点第508号から真方位238度13分41秒1996.908メートルの点

(ニ) 基点第511号から真方位311度28分30秒175メートルの点

(ヌ) 基点第512号から真方位311度51分40秒535メートルの点

(ネ) (サ)から真方位180度1.045メートルの点

(2) 制限または条件

基点第541号、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線ならびに基点第1008号、(シ)および(ス)とを結ぶ線との両線間における海域においては、第1種共同漁業を除く。

(3) 関係地区

敦賀市

公示番号 共第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃

〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

三方郡美浜町丹生竹波地先

ウ 漁場の区域

次の基点第94号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)および基点第110号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第317号、(キ)、(ク)、

(ケ)および基点第320号の各点を順次に結んだ線、基点第321号と基点第322号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域ならびに基点第102号と基点第104号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第94号 敦賀市と三方郡美浜町との境界に設置した標柱

基点第95号 三方郡美浜町丹生地先明神鼻に設置した標柱

基点第96号 三方郡美浜町丹生地先特牛鼻に設置した標柱

基点第98号 三方郡美浜町丹生地先新エビス岩に設置した標柱

基点第99号 三方郡美浜町丹生地先おりずめに設置した標柱

基点第102号 三方郡美浜町丹生地先万灯場1号に設置した標柱

基点第104号 三方郡美浜町丹生地先志比尻南端に設置した標柱

基点第110号 三方郡美浜町竹波と同町菅浜との境界二ツ礁に設置した標柱

基点第317号 三方郡美浜町丹生地先弁天崎南寄に設置した標柱

基点第318号 三方郡美浜町丹生地先恵比須浜南寄に

設置した標柱

基点第319号 三方郡美浜町丹生地先恵比須浜北端に設置した標柱

基点第320号 三方郡美浜町丹生地先おりずめ西寄に設置した標柱

基点第321号 三方郡美浜町丹生地先弁天崎北寄に設置した標柱

基点第322号 三方郡美浜町丹生地先恵比須浜北寄に設置した標柱

(ア) 基点第94号から真方位315度800メートルの点

(イ) 基点第95号から真方位308度800メートルの点

(ウ) 基点第96号から真方位273度800メートルの点

(エ) 基点第98号から真方位228度800メートルの点

(オ) 基点第99号から真方位133度600メートルの点

(カ) 基点第110号から真方位263度600メートルの点

(キ) 基点第318号から基点第317号を見通す線上150メートルの点

(ク) 基点第319号から真方位143度580メートルの点

(ケ) 基点第320号から真方位143度360メートルの点

(2) 関係地区

三方郡美浜町丹生

公示番号 共第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ〃	〃
〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
〃	えむし〃	〃
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	磯さし網〃	〃

イ 漁場の位置

三方郡美浜町菅浜地先
 ウ 漁場の区域
 次の基点第110号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第115号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
 基点第110号 三方郡美浜町竹波と同町菅浜との境界二ツ礁に設置した標柱
 基点第112号 三方郡美浜町菅浜地先沖の礁に設置した標柱
 基点第113号 三方郡美浜町菅浜地先城ヶ崎鼻に設置した標柱
 基点第115号 三方郡美浜町菅浜と同町北田との境界小谷見川尻に設置した標柱
 (ア) 基点第110号から真方位263度600メートルの点
 (イ) 基点第112号から真方位290度1,200メートルの点
 (ウ) 基点第113号から真方位268度1,800メートルの点
 (エ) 基点第115号から真方位273度700メートルの点

(2) 関係地区

三方郡美浜町菅浜
 公示番号 共第18号
 (1) 免許の内容たるべき事項
 ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第二種共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置
 三方郡美浜町北田、佐田および山上地先
 ウ 漁場の区域
 次の基点第115号、(ア)、(イ)および基点第116号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
 基点第115号 三方郡美浜町菅浜と同町北田との境界小谷見川尻に設置した標柱
 基点第116号 三方郡美浜町山上と同町坂尻との境界ざるかけに設置した標柱
 基点第118号 三方郡美浜町坂尻地先黒崎鼻に設置した標柱
 (ア) 基点第115号から真方位273度700メートルの点
 (イ) 基点第116号から(ウ)を見通す線上700メートルの点
 (ウ) 基点第118号から真方位351度1,650メートルの点
 (2) 関係地区

三方郡美浜町菅浜および坂尻
 公示番号 共第20号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ〃	〃

〃	とこぶし〃	〃
〃	ばい貝〃	〃
〃	かき〃	〃
〃	うに〃	〃
〃	なまこ〃	〃
〃	たこ〃	〃
〃	わかめ〃	〃
〃	もずく〃	〃
〃	いわのり〃	〃
〃	えごのり〃	〃
〃	てんぐさ〃	〃
〃	うみぞうめん〃	〃
〃	えむし〃	〃
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	磯さし網〃	〃

イ 漁場の位置
 三方郡美浜町坂尻、和田、松原、久々子および早瀬地先
 ウ 漁場の区域
 次の基点第116号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第130号の各点を

順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第116号 三方郡美浜町山上
と同町坂尻との境界
に設置した標柱

基点第118号 三方郡美浜町坂尻
地先黒崎鼻に設置し
た標柱

基点第121号 三方郡美浜町和田
と同町松原との境界
に設置した標柱

基点第128号 三方郡美浜町早瀬
地先わかめ礁に設置
した標柱

基点第130号 三方郡美浜町日向
と同町早瀬との境界
飯盛山鼻えはし岩に
設置した標柱

(ア) 基点第118号から真方位35
1度1, 650メートルの点

(イ) 基点第118号から真方位32
3度1, 950メートルの点

(ウ) 基点第121号から真方位31
8度1, 100メートルの点

(エ) 基点第128号から真方位43
度1, 000メートルの点

(オ) 基点第130号から真方位33
8度1, 200メートルの点

(2) 関係地区

三方郡美浜町坂尻、和田、松原、久々
子および早瀬
公示番号 共第21号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第一種 共同漁業	あ わ び漁業	1月1日から 12月31日まで

〃	さ ぎ え 〃	〃
〃	と こ ぶ し 〃	〃
〃	ば い 貝 〃	〃
〃	か き 〃	〃
〃	う に 〃	〃
〃	な ま こ 〃	〃
〃	た こ 〃	〃
〃	わ か め 〃	〃
〃	も ず く 〃	〃
〃	い わ の り 〃	〃
〃	え ご の り 〃	〃
〃	て ん ぐ さ 〃	〃
〃	う み ぞ う め ん 〃	〃
〃	え む し 〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置

三方郡美浜町日向地先

ウ 漁場の区域

次の基点第130号、(ア)、(イ)、(ウ)、

(エ)、(オ)および基点第138号の各点を
順次に結んだ線、三方郡美浜町と三方
上中郡若狭町との境界嵯峨水道日向湖
側入口と最大高潮時海岸線とによって
囲まれた区域。

基点第130号 三方郡美浜町日向
と同町早瀬との境界
飯盛山鼻えはし岩に
設置した標柱

基点第133号 三方郡美浜町日向
地先亀ヶ崎鼻に設置
した標柱

基点第135号 三方郡美浜町日向
地先長礁に設置した
標柱

基点第137号 三方郡美浜町日向
地先赤石に設置した
標柱

基点第138号 三方郡美浜町日向
と三方上中郡若狭町
常神の境界日常礁に
設置した標柱

(ア) 基点第130号から真方位3-3
8度1, 200メートルの点

(イ) 基点第133号から真方位38
度9-00メートルの点

(ウ) 基点第135号から真方位63
度8-00メートルの点

(エ) 基点第137号から真方位33
8度5-00メートルの点

(オ) 基点第138号から真方位2.9
3度55-0メートルの点

(2) 関係地区

三方郡美浜町日向

公示番号 共第22号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第一種 共同漁業	あ わ び漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さ ぎ え 〃	〃
〃	と こ ぶ し 〃	〃
〃	か き 〃	〃
〃	い 貝 〃	〃
〃	う に 〃	〃
〃	な ま こ 〃	〃
〃	た こ 〃	〃
〃	わ か め 〃	〃
〃	も ず く 〃	〃
〃	い わ の り 〃	〃
〃	え ご の り 〃	〃
〃	て ん ぐ さ 〃	〃
〃	う み ぞ う め ん 〃	〃
〃	え む し 〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町地先
 ウ 漁場の区域
 次の基点第 138号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、基点第172号および基点第171号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
 基点第138号 三方郡美浜町日向と三方上中郡若狭町常神の境界日常礁に設置した標柱
 基点第139号 三方上中郡若狭町常神地先御神島とど礁に設置した標柱
 基点第140号 三方上中郡若狭町常神地先御神島須崎礁に設置した標柱
 基点第151号 三方上中郡若狭町神子地先大鼻の鼻さざえ礁に設置した標柱
 基点第156号 三方上中郡若狭町神子と同町小川との境界に設置した標柱
 基点第158号 三方上中郡若狭町小川地先大戸岩横礁に設置した標柱
 基点第163号 三方上中郡若狭町小川と同町遊子との境界小遊礁に設置した標柱
 基点第167号 三方上中郡若狭町塩坂越地先イバラ礁に設置した標柱
 基点第171号 三方上中郡若狭町世久見地先黒壁に設置した標柱
 基点第172号 三方上中郡若狭町

世久見地先グンダ礁に設置した標柱
 (ア) 基点第138号から真方位293度550メートルの点
 (イ) 基点第139号から真方位308度500メートルの点
 (ウ) 基点第140号から真方位228度600メートルの点
 (エ) 基点第151号から真方位259度400メートルの点
 (オ) 基点第156号から真方位286度300メートルの点
 (カ) 基点第158号から真方位203度400メートルの点
 (キ) 基点第163号から真方位188度500メートルの点
 (ク) 基点第167号から真方位291度400メートルの点
 (ケ) 基点第172号から千島を見通す線上1,000メートルの点

(2) 関係地区
 三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見
 公示番号 共第23号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃

〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第二種共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

世久見湾千島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第431号から半径300メートルの弧、基点第432号から半径300メートルの弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第431号 世久見湾千島窓礁に設置した標柱
 基点第432号 世久見湾千島主礁に設置した標柱

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見、ならびに小浜市田島、矢代、志積、阿納、犬熊、西小川、加尾および宇久

公示番号 共第25号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第二種共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

矢代湾沖の石地先

ウ 漁場の区域

次の基点第600号から半径300メートルの弧最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第600号 矢代湾沖の石に設置した標柱

(2) 関係地区

小浜市田島、矢代、志積、阿納、犬熊、西小川、加尾および宇久ならびに三方上中郡若狭町常神、神子、小川、遊子、塩坂越および世久見
 公示番号 共第26号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	はまぐり	〃
〃	い貝	〃
〃	あか貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃

〃	もずく	〃
〃	ほんだわら	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

小浜市地先

ウ 漁場の区域

次の基点第171号、基点第172号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)および基点第206号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、小浜港突堤先端、(ソ)、(タ)、(チ)、(ツ)および基点第504号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第171号 三方上中郡若狭町世久見地先黒壁に設置した標柱

基点第172号 三方上中郡若狭町世久見地先グンダ礁

に設置した標柱

基点第174号 小浜市田島地先黒崎鼻に設置した標柱
 基点第175号 小浜市田島と市矢代との境界名湖崎茨礁に設置した標柱
 基点第177号 小浜市宇久地先七蛇の鼻に設置した標柱
 基点第178号 小浜市宇久と市泊との境界白黒に設置した標柱
 基点第179号 小浜市泊地先獅子崎に設置した標柱
 基点第180号 小浜市泊地先あご越に設置した標柱
 基点第183号 小浜市泊地先二つ礁に設置した標柱
 基点第184号 小浜市泊地先三つ礁に設置した標柱
 基点第188号 小浜市泊と市堅海との境界たんたん大岩跡に設置した標柱
 基点第190号 小浜市仏谷地先双児島西端に設置した標柱
 基点第193号 小浜市仏谷地先児島東端に設置した標柱
 基点第204号 小浜市城内先端南川右岸防波堤突端に設置した標柱
 基点第206号 小浜市青井と市東勢との境界に設置した標柱
 基点第504号 小浜市玉前91番

地に設置した標柱

(ア) 基点第172号から千島を見通す線上1,000メートルの点
 (イ) 基点第174号から真方位293度800メートルの点
 (ウ) 基点第175号から真方位177度730メートルの点
 (エ) 基点第177号から真方位235度500メートルの点
 (オ) 基点第178号から真方位353度500メートルの点
 (カ) 基点第179号から真方位356度500メートルの点
 (キ) 基点第180号から真方位333度500メートルの点
 (ク) 基点第183号から真方位278度500メートルの点
 (ケ) 基点第184号から真方位218度500メートルの点
 (コ) 基点第188号から真方位215度500メートルの点
 (サ) 基点第190号から真方位223度600メートルの点
 (シ) 基点第190号から真方位173度600メートルの点
 (ス) 基点第193号から真方位143度200メートルの点
 (セ) 基点第206号から真方位327度500メートルの点
 (ソ) 小浜港突堤先端と基点第204号とを結ぶ線と小浜市南川左岸導流堤との交点
 (タ) (ソ)から小浜市南川左岸導流堤北へ110メートルの点
 (チ) (タ)から小浜市南川左岸導流堤突端を見通す線上455メートルの点

(ツ) 基点第504号から真方位297度845メートルの点

(2) 関係地区

小浜市田島、矢代、志積、阿納、犬熊、西小川、加尾、宇久、泊、仏谷、堅海、若狭、甲ヶ崎、小松原、下竹原、新小松原、福谷、北塩屋、山王前、松ヶ崎、湊、堀屋敷、羽賀、水取および一番町
 公示番号 共第27号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃

〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃

イ 漁場の位置

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第206号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第213号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第206号 小浜市青井と同市東勢との境界に設置した標柱

基点第207号 小浜市下加斗地先蒼島北端に設置した標柱

基点第209号 小浜市岡津地先津崎に設置した標柱

基点第213号 大飯郡おおい町長井と同町尾内との境界鉢ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第206号から真方位327度500メートルの点

(イ) 基点第207号から真方位343度200メートルの点

(ウ) 基点第209号から真方位353度500メートルの点

(エ) 基点第213号から真方位353度500メートルの点

(2) 関係地区

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津、鯉川および大飯郡おおい町大島
 公示番号 共第28号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川地先

ウ 漁場の区域

次の基点第206号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第213号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第206号 小浜市青井と同市東勢との境界に設置した標柱

基点第207号 小浜市下加斗地先蒼島北端に設置した標柱

基点第209号 小浜市岡津地先津崎に設置した標柱

基点第213号 大飯郡おおい町長井と同町尾内との境界鉢ヶ崎に設置した標柱

(ア) 基点第206号から真方位327度500メートルの点

(イ) 基点第207号から真方位343度200メートルの点

(ウ) 基点第209号から真方位353度500メートルの点

3度500メートルの点

(エ) 基点第213号から真方位353度500メートルの点

(2) 関係地区

小浜市東勢、西勢、飯盛、加斗、岡津および鯉川
 公示番号 共第30号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	い貝	〃
〃	あか貝	〃
〃	とり貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃

〃	も ず く 〃	〃
〃	ほんだわら 〃	〃
〃	いわのり 〃	〃
〃	えごのり 〃	〃
〃	おごのり 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
〃	うみぞうめん 〃	〃
〃	えむし 〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網 〃	〃

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町大島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第213号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)および基点第244号の各点を順次に結んだ線、基点第215号と基点第222号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第404号と基点第407号とを結んだ線、基点第405号と基点第406号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第408号、(ク)、(ケ)、(コ)および基点第545号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲ま

れた区域ならびに基点第410号、(サ)、(シ)および基点第411号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第213号 大飯郡おおい町長井と同町尾内との境界鉢ヶ崎に設置した標柱

基点第215号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界小堀に設置した標柱

基点第222号 大飯郡高浜町と同郡おおい町との境界赤崎に設置した標柱

基点第228号 大飯郡おおい町犬見と同町大島との境界に設置した標柱

基点第231号 大飯郡おおい町大島地先冠者島に設置した標柱

基点第238号 大飯郡おおい町大島地先赤礁南端に設置した標柱

基点第239号 大飯郡おおい町大島地先鋸崎突端に設置した標柱

基点第240号 大飯郡おおい町大島地先もとどり島に設置した標柱

基点第244号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界二マゼ西の鼻に設置した標柱

基点第404号 大飯郡おおい町本郷地先白浜に設置した標柱

基点第405号 大飯郡おおい町本

郷地先白浜から西へ10メートルの点に設置した標柱

基点第406号 大飯郡おおい町犬見地先白岩に設置した標柱

基点第407号 大飯郡おおい町犬見地先犬見崎西に設置した標柱

基点第408号 大飯郡おおい町大島地先袖ヶ浜黒岩に設置した標柱

基点第410号 大飯郡おおい町大島地先東浦1番に設置した標柱

基点第411号 大飯郡おおい町大島地先東浦高礁に設置した標柱

基点第545号 大飯発電所取水口防波堤基部に設けた基点から真方位44度9分41秒29.18メートルに設置した標柱

(ア) 基点第213号から真方位35度500メートルの点

(イ) 基点第228号から真方位12度800メートルの点

(ウ) 基点第231号から真方位12度3度600メートルの点

(エ) 基点第238号から真方位11度3度800メートルの点

(オ) 基点第239号から真方位43度800メートルの点

(カ) 基点第240号から真方位31度3度600メートルの点

(キ) 基点第244号から真方位35

3度950メートルの点

(ク) 基点第408号から真方位90度350メートルの点

(ケ) 基点第408号から真方位73度80.0メートルの点

(コ) 基点第545号から真方位109度500メートルの点

(サ) 基点第410号から真方位330度630メートルの点

(シ) 基点第411号から真方位330度930メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡おおい町大島

公示番号 共第31号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第一種 共同漁業	ば い 貝漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	か き 〃	〃
〃	あ さ り 〃	〃
〃	あ か 貝 〃	〃
〃	と り 貝 〃	〃
〃	な ま こ 〃	〃
〃	た こ 〃	〃
〃	てんぐさ 〃	〃
第二種 共同漁業	磯さし網漁業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町和田車持および馬居寺地先

ウ 漁場の区域

次の基点第215号と基点第222号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第215号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界
小堀に設置した標柱

基点第222号 大飯郡高浜町と同郡おおい町との境界
赤崎に設置した標柱

(2) 関係地区

大飯郡高浜町和田

公示番号 共第32号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	はまぐり	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃

〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	いぎす	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町和田地先

ウ 漁場の区域

次の基点第244号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第249号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第244号 大飯郡おおい町と同郡高浜町との境界
二マゼ西の鼻に設置した標柱

基点第249号 大飯郡高浜町和田と同郡岩神との境界
に設置した標柱

(ア) 基点第244号から真方位353度950メートルの点

(イ) (ウ)から真方位353度1,650メートルの点

(ウ) はせぎ島と中礁とを結ぶ線の中央点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町和田

公示番号 共第33号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃
〃	はまぐり	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃

〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	いぎす	〃
〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町岩神から灘波江に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第249号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第251号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第249号 大飯郡高浜町和田と同郡岩神との境界
に設置した標柱

基点第251号 大飯郡高浜町西三松と同郡灘波江との境界
に設置した標柱

基点第257号 大飯郡高浜町小黒飯地先孫三郎礁に設置した標柱

(ア) はせぎ島と中礁とを結ぶ線の中央点

(イ) (ア)から真方位353度1,650

0メートルの点
 (ウ) (オ)と(エ)の点を結ぶ線上、(オ)から
 400メートルの点
 (エ) 基点第251号から真方位83
 度700メートルの点
 (オ) 基点第257号から真方位53
 度800メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町事代および塩土
 公示番号 共第35号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第一種 共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで
〃	さ ざ え 〃	〃
〃	と こ ぶ し 〃	〃
〃	ば い 貝 〃	〃
〃	か き 〃	〃
〃	い 貝 〃	〃
〃	う に 〃	〃
〃	な ま こ 〃	〃
〃	た こ 〃	〃
〃	わ か め 〃	〃
〃	も ず く 〃	〃

〃	い わ の り 〃	〃
〃	え ご の り 〃	〃
〃	て ん ぐ さ 〃	〃
〃	い ぎ す 〃	〃
〃	う み ぞ う め ん 〃	〃
〃	え む し 〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型 定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町小黒飯地先

ウ 漁場の区域

次の基点第251号、(ア)、(イ)、基点
 第257号および基点第258号の各
 点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸
 線とによって囲まれた区域。

基点第251号 大飯郡高浜町西三
 松と同町灘波江との
 境界に設置した標柱

基点第257号 大飯郡高浜町小黒
 飯地先孫三郎礁に設
 置した標柱

基点第258号 大飯郡高浜町小黒
 飯地先水尻に設置し
 た標柱

(ア) 基点第251号から真方位83
 度700メートルの点

(イ) 基点第257号から真方位53
 度800メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町小黒飯

公示番号 共第36号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第一種 共同漁業	あ わ び 漁 業	1月1日から 12月31日まで
〃	さ ざ え 〃	〃
〃	と こ ぶ し 〃	〃
〃	ば い 貝 〃	〃
〃	か き 〃	〃
〃	い 貝 〃	〃
〃	う に 〃	〃
〃	な ま こ 〃	〃
〃	た こ 〃	〃
〃	わ か め 〃	〃
〃	も ず く 〃	〃
〃	い わ の り 〃	〃
〃	え ご の り 〃	〃
〃	て ん ぐ さ 〃	〃
〃	い ぎ す 〃	〃

〃	う み ぞ う め ん 〃	〃
〃	え む し 〃	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型 定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町小黒飯地先

ウ 漁場の区域

次の基点第258号、基点第257
 号、(ア)、(イ)および基点第259号の各
 点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸
 線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第397号と基点第4
 03号とを結ぶ線と最大高潮時海岸線
 とによって囲まれた区域を除く。

基点第257号 大飯郡高浜町小黒
 飯地先孫三郎礁に設
 置した標柱

基点第258号 大飯郡高浜町小黒
 飯地先水尻に設置し
 た標柱

基点第259号 大飯郡高浜町小黒
 飯と同町音海との境
 界小丹生の鼻に設置
 した標柱

基点第397号 大飯郡高浜町小黒
 飯地先黒崎鼻に設置
 した標柱

基点第403号 大飯郡高浜町小黒
 飯地先ワニ礁字第
 59号39番地に設
 置した標柱

- (ア) 基点第257号から真方位53度800メートルの点
- (イ) 基点第259号から真方位86度600メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町小黒飯、事代および塩土
 公示番号 共第37号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃

〃	うみぞうめん	〃
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域

次の基点第259号、(ア)、(イ)および基点第264号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第259号 大飯郡高浜町小黒飯と同町音海との境界小丹生の鼻に設置した標柱

基点第264号 大飯郡高浜町音海地先今戸鼻に設置した標柱

(ア) 基点第259号から真方位86度600メートルの点

(イ) 基点第264号から真方位69度800メートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町音海、事代および塩土
 公示番号 共第38号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃

〃	とこぶし	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃
〃	うみぞうめん	〃
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町音海地先

ウ 漁場の区域

次の基点第264号、(ア)、(イ)、(ウ)、(ニ)および基点第273号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第272号、(オ)、(カ)お

よび基点第273号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第264号 大飯郡高浜町音海地先今戸鼻に設置した標柱

基点第265号 大飯郡高浜町音海地先押廻鼻に設置した標柱

基点第266号 大飯郡高浜町音海地先帯ヶ崎に設置した標柱

基点第272号 大飯郡高浜町音海地先ガケ礁に設置した標柱

基点第273号 大飯郡高浜町音海と同町神野浦との境界に設置した標柱

基点第280号 大飯郡高浜町山中地先広瀬鼻に設置した標柱

基点第284号 大飯郡高浜町日引と同町上瀬との境界立石に設置した標柱

(ア) 基点第264号から真方位69度800メートルの点

(イ) 基点第265号から真方位343度1,000メートルの点

(ウ) 基点第266号と基点第284号とを結ぶ線の中央点

(ニ) 基点第266号と基点第280号とを結ぶ線の中央点

(オ) 基点第272号から真方位303度150メートルの点

(カ) 基点第273号から基点第266号と基点第280号とを結ぶ線の中央点を見通した線上800メ

ートの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町音海
 公示番号 共第50号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種 共同漁業	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	い貝	〃
〃	うに	〃
〃	なまこ	〃
〃	たこ	〃
〃	わかめ	〃
〃	もずく	〃
〃	いわのり	〃
〃	えごのり	〃
〃	てんぐさ	〃

〃	うみぞうめん	〃
〃	えむし	〃
第二種 共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	磯さし網	〃

イ 漁場の位置

大飯郡高浜町神野浦、山中、宮尾、
 日引および上瀬地先

ウ 漁場の区域

次の基点第273号、(ア)、(イ)、(ウ)、
 (エ)および基点第287号の各点を順次
 に結んだ線と最大高潮時海岸線とによ
 って囲まれた区域。

ただし、基点第275号、(オ)、(カ)お
 よび基点第273号の各点を順次に結
 んだ線と最大高潮時海岸線とによつて
 囲まれた区域を除く。

基点第265号 大飯郡高浜町音海
 地先押廻鼻に設置し
 た標柱

基点第266号 大飯郡高浜町音海
 地先帯ヶ崎に設置し
 た標柱

基点第273号 大飯郡高浜町音海
 と同町神野浦との境
 界に設置した標柱

基点第275号 大飯郡高浜町神野
 浦地先城浦に設置し
 た標柱

基点第280号 大飯郡高浜町山中
 地先広瀬鼻に設置し
 た標柱

基点第284号 大飯郡高浜町日引

と同町上瀬との境界
 立石に設置した標柱
 基点第287号 大飯郡高浜町上瀬
 地先正面崎岩に設
 置した標柱

(ア) 基点第266号と基点第280
 号とを結ぶ線の中央点

(イ) 基点第266号と基点第284
 号とを結ぶ線の中央点

(ウ) 基点第265号から真方位34
 3度1,000メートルの点

(エ) 基点第287号から真方位23
 度20分600メートルの点

(オ) 基点第275号から真方位34
 6度150メートルの点

(カ) 基点第273号から基点第26
 6号と基点第280号とを結ぶ線
 の中央点を見通した線上800メ
 ートルの点

(2) 関係地区

大飯郡高浜町神野浦、日引および上瀬
 公示番号 共第51号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第三種 共同漁業	あじ地びき網漁業	4月1日から 12月31日まで
〃	ぶり	〃
〃	たい	〃
〃	いかなご	3月1日から 6月30日まで

イ 漁場の位置

あわら市、浜坂、北潟および波松地
 先

ウ 漁場の区域

次の基点第316号、(ア)、(イ)、基点
 第4号の各点を順次に結んだ線と最大
 高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第4号 あわら市と坂井市三国
 町との境界に設置した標
 柱

基点第316号 石川県加賀市塩屋
 地先大岩頂上と福井
 県あわら市浜坂弁天
 一番地黒岩との中間
 に設置した標柱

(ア) 基点第316号から真方位31
 3度2,000メートルの点

(イ) 基点第4号から真方位323度
 2,000メートルの点

(2) 関係地区

あわら市浜坂、北潟および波松

区画漁業

- 1 免許予定日
平成25年9月1日
- 2 存続期間
平成25年9月1日から平成30年8月
31日
- 3 申請期間
平成25年6月3日から同年7月19日
まで
- 4 免許の内容たるべき事項および地元地区
公示番号 区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第一種区画漁業
 名称 わかめおよびこんぶ養殖業
 時期 10月1日から翌年5月31
 日まで

イ 漁場の位置